

国保だより

3 すべての人に
健康と福祉を



◎国民健康保険 医療費のお知らせ

医療費のお知らせ（医療費通知）は、医療費の総額等をお知らせすることにより、ご自身の健康と医療に関する認識を深めていただくほか、保険医療機関等から請求された医療費が、保険税を財源とするため適正に支出されたかを皆さんにも確認していただくことを目的としてお送りするものです（本通知を受け取ったことによる手続きはありません）。

この通知には、国民健康保険で受診された保険診療による医療費の総額（10割）のほか、受診者名、診療年月、受診した医療機関、患者負担額等を記載して、世帯主宛に送付します。

確定申告時の医療費控除にもご利用できます。

なお、医療機関等の領収書は捨てずに保管してください。

◎医療費通知やマイナポータルを利用した医療費控除の申告について

※確定申告への添付に伴う医療費通知の修正方法、医療費控除に関する問合せは、大垣税務署（☎0584-78-4101）へお願いします。

・患者負担額が記載されていますが、実際に医療機関等に支払った額と異なる場合（公費負担医療や福祉医療費助成を受けている人、療養費、出産育児一時金、高額療養費がある人等）は訂正してください。

※障がいやひとり親、乳幼児等を理由に福祉医療費助成を受けている期間は医療費控除の適用とはなりませんので、注意してください。

・医療費控除の対象となる診療で、本通知に記載のないものがあつた場合は領収書等でご確認のうえ「医療費控除の明細書」を作成してください（医療機関等からの請求が遅れた場合等、医療費通知に記載されないことがあります）。

・「医療費控除の明細書」に必要事項を記入した場合、医療費の領収書については確定申告期限等から5年間保存する必要があります。

交付開始期間（予定）

令和6年1月～10月分：1月6日～

令和6年1月～12月分：2月下旬～

必要なもの：被保険者証、資格確認書、資格情報のお知らせ、身分証明書

・令和3年分の申告から、マイナポータルと連携することにより、医療費通知情報の取得、確定申告書への自動入力を行うことができます。医療費通知情報については、毎年2月中旬以降、前年分の情報を取得できます。

◎納付済額のお知らせ

納付済額のお知らせは、前年中の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料を世帯主または納付義務者宛てに送付しています。

所得税の確定申告・町県民税申告の社会保険料控除に利用していただけます（本通知を受け取ったことによる手続きはありません）。

この通知の額は、令和6年中に町に収納された合計金額です。実際に金融機関などに納付した日との相違により合計金額が異なる場合があります。

また、年金からの天引きがある人は、公的年金源泉徴収票で額を確認し、合計して申告してください。申告の際はこの通知のほか、領収証書、口座振替の通帳などで確かめてください。

納付済額のお知らせ（国民健康保険税・後期高齢者医療保険料）は1月下旬に発送予定です。

◎マイナ保険証を利用してください！

マイナ保険証には、次の3つのメリットがあります。

- ①医療費を節約できる。
- ②よりよい医療が受けられる。
- ③手続きなしで高額医療の限度額を超えた支払を免除される。



問合せ先 住民課 ☎ 35-5368